

令和4年7月定例教育委員会次第

日時：令和4年7月29日（金）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- 第18号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について
(学校教育課)
- 第19号議案 犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員、調査協力員）
の委嘱について (歴史まちづくり課)
- 第20号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
(子ども未来課)
- 第21号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (学校教育課)
- 第22号議案 史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について (歴史まちづくり課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
- (2) 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について (学校教育課) No.2
- (3) 犬山南小学校の学校改修について (学校教育課) No.3
- (4) 8月・9月行事予定表について (学校教育課) No.4
- (5) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.5

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第18号議案

愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認について

犬山市教育委員会の意向を別紙のように提出するものとする。

令和4年7月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、平成26年4月16日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があったからである。

(別 紙)

教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認調査票

(尾張西部 採択地区)

犬山市教育委員会

ア 教科用図書採択地区の見直しを希望しない

イ 教科用図書採択地区の見直しを希望する

- (注) ・ ア、イいずれかに○を付すこと。
・ イを選択した場合は、下欄にその理由、現時点での見直し案を記すこと。

(理由等)

犬山市教育委員会第19号議案

犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員、調査協力員）
の委嘱について

犬山市史編さん委員会規則第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年7月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員（調査執筆委員及び調査協力員）を委嘱する必要があるからである。

犬山市史編さん委員会専門部会調査執筆委員及び調査協力員名簿（案）

（任期：委嘱の日から諮問の答申に係る日まで）

No.	職名	氏名	所属等	備考
1	調査執筆委員	久保正明	愛知学院大学非常勤講師・豊田市史資料調査会	R4 委嘱済 歴史班
2	調査執筆委員	関口哲矢	大同大学など非常勤講師	R4 委嘱済 歴史班
3	調査執筆委員	岡佑哉	愛知学院大学非常勤講師	R4 委嘱済 歴史班
4	調査執筆委員	山中海瑠	名古屋大学大学院人文学研究科・博士前期課程	R4 委嘱済 民俗班
5	調査執筆委員	永田幸枝	特定非営利活動法人 犬山里山学研究 所研究員	R4 委嘱済 地理班
6	調査執筆委員	加藤秋人	名古屋経済大学経済学部准教授 地域連携センター副センター長	R4 委嘱済 地理班
7	調査執筆委員	村山 徹	名古屋経済大学経済学部准教授	R4 委嘱済 地理班
8	調査執筆委員	望月友恵	特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化 遺産ネットワーク 主任研究員	R4 委嘱済 観光・文化班
9	調査執筆委員	鈴木努	子ども未来センター長	R4 委嘱済 観光・文化班
10	調査執筆委員	大島敏裕	拠点校指導教員 (犬山西小学校・羽黒小学校)	R4 委嘱済 観光・文化班
11	調査協力員	井上宗一郎	安祥文化のさと地域運営共同体・総括責 任者	新規 民俗班
12	調査執筆委員	後藤真司	(一社) 犬山市観光協会	新規 観光・文化班
13	調査執筆委員	石川慶一郎	愛知工業大学 地域防災研究センター ポストドクトラル研究員	新規 地理班

(1) 設置について

- ・犬山市史の編さんに関する事項について専門的な見地から調査及び検討を行うために設置。
- ・委員は犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱する。
- ・専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

(2) 部会の開催について

- ・年4回程度開催予定。

(3) 本会議の女性比率は15.4%。

※令和4年度に調査執筆委員10名委嘱済。

※市史編さんの作業にあたり、歴史班、地理班、民俗班、観光・文化班の4班に分かれて活動する。

調査協力員は、専門部会委員の指導の下、調査を行う。

調査執筆委員は専門部会委員の指導の下、調査や執筆を行う。

犬山市教育委員会第20号議案

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定及び犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年7月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

(任期：令和4年8月22日～審査委員会終了まで)

	区分	職名	氏名
1	学識経験者	名古屋学芸大学教授	渡辺 桜
2	実施事業に関し専門知識又は資格を有する者	特定非営利活動法人 ぼんぼこネットワーク	瀧川 由紀子
3		東海税理士会小牧支部	今井 克則
4		指導保育士	伊藤 真弓
5	その他市長が適当と認める者	羽黒子ども未来園保護者代表	深津 亜弥
6		羽黒北子ども未来園保護者代表	松本 友梨
7	入札契約審査委員会	経営部長	鈴木 良元
8		都市整備次長	飯吉 勝巳

1 設置について

- (1) 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会を設置する。
 - ・ 犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。
- (2) 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づき、審査委員会を開催する。
 - ・ 審査委員会に、委員長を置く。
 - ・ 審査委員会の招集は市長が行う。

2 審査委員会の開催について

3回（8月～2月、第1回目8月22日を予定）

3 審査委員会の女性比率

62%（8人中女性5人）

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和4年7月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和4年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和5年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	山口 勝 司	犬山市小中学校PTA連合会代表	新規
2	団体関係者	深 町 清 子	名古屋法務局 一宮支局長	新規
3	団体関係者	松 井 淳 司	犬山警察署 生活安全課長	継続
4	学校関係者	三 輪 芳 久	犬山市小中学校長会 会長	新規
5	学校関係者	岩 田 俊 樹	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	横 井 宏 美	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒 川 雅 幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	岩 田 晃 典	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	継続
9	学識経験者	細 野 優 子	愛知県弁護士会 弁護士	新規

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、部会を設置することができる。
- 委員会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 女性比率 33.3%

犬山市教育委員会第22号議案

史跡東之宮古墳整備委員会委員の委嘱について

史跡東之宮古墳整備委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年7月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、史跡東之宮古墳整備委員会委員を委嘱する必要があるからである。

史跡東之宮古墳整備委員会委員 名簿（案）

任期：委嘱の日から2年

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会委員	継続 (7期)
委員	森下 章司	学識経験者	大手前大学総合文化学部教授	継続 (7期)
委員	丸山 宏	学識経験者	名城大学名誉教授	継続 (7期)
委員	堀木 真美子	学識経験者	愛知県埋蔵文化財センター主任専門員	新規
委員	青山 純夫	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	新規
委員	奥村 友幸	東之宮神社氏子	東之宮神社氏子総代	新規

(1)設置について

- ・犬山市附属機関設置条例に基づき史跡東之宮古墳整備委員会を設置する。
- ・教育委員会の諮問に応じ、史跡東之宮古墳の適切な保存及び活用を図るための調査等に関する事項について審議する。
- ・委員は10人（以内）とする。
- ・委嘱期間は、委嘱の日から2年（委嘱の日の属する年度の末日など）とする。
- ・史跡東之宮古墳整備委員会規則に基づき、委員会を開催する。
- ・委員会に、委員長、委員長代理を置く。
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(2)委員会の開催について

- ・年1回開催。

(3)本委員会の女性比率

- ・16%